２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．他部門勘定は、他部門に対し債権的関係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的関係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。

４．貸借対照表の注記５の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

５．貸借対照表の注記６の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

６．貸借対照表の注記９の純資産額を１日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位の桁まで記載すること。

７．消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。